

# 「子どもの安全」を守るための 国際的な指針 ISO/IEC ガイド50

改正対応国内委員会 参加報告

所 真里子 (日本子ども学会常任理事)

## はじめに

「子どもの安全を守るためには、どういうことを考えて取り組んでいかねばならないか」についての指針が述べられている国際文書に ISO/IEC ガイド 50 (以下、ガイド 50) がある。新しい製品・サービスが続々と登場し、子どもを取り巻く環境も変動する中で、2002 年に改正されたガイド 50 の見直しがなされることとなった。日本では 2012 年度に国内委員会を設置することとなり、日本子ども学会から常任理事の所が委員として参加し、改正案の検討に加わった。約 2 年の審議を経て、2014 年 12 月 15 日付けで第 3 版となる ISO/IEC Guide50 : 2014 “Safety aspects –Guidelines for child safety in standards and other specifications” (安全側面—規格及びその他の仕様書における子どもの安全指針) が発行された。

本稿では、委員会への参加報告にかえて、日本ではまだ認知度の低いガイド 50 について紹介したい。ガイド 50 は、規格を作る人だけでなく、子ども製品の設計者、製造業者、サービス提供者、教育関係者等にも大いに参照してもらいたい内容である。第 3 版は、初めて国家規格として JIS (日本工業規格) 化されることとなった。2014 年 12 月に JIS 原案作成委員会が発足し、日本語にどう翻訳するかが検討されている<sup>1)</sup>。JIS が法規に引用されると強制力が伴い、違反した場合は一般に罰則規定が適用されることを考えると、子どもの安全をより推進するうえでガイド 50 の JIS 化への期待は大きい。

## 1. 子どもの安全をめぐる話題

### 1.1 子どもの死因

「子どもにとって安全で安心な社会は、すべての人にとっても安全で安心な社会でもあります。」と記された「子ども・子育てビジョン」をうけ、2015 年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まる。日本では、1 歳以上の子どもの死因第 1 位は不慮の事故<sup>2)</sup>であり、例えば 5 歳以下の子どもの傷害 (injury<sup>3)</sup>) による死亡は OECD 加盟国のなかで下から 4 番目と高く、また多くの国が減少傾向にあるが日本は微増している<sup>4)</sup>。救急救命術や医療の進歩により一命は取り留

めたものの高度後遺障害を抱える子どももおり、事故は子どもの未来を奪う重大な健康問題といえる。子どもの安全を脅かす事故の問題こそ喫緊の課題なのではないだろうか。

### 1.2 進まない傷害予防・傷害制御

不慮の事故は科学的に分析し対策を講ずれば予防することが可能である。しかし、事故による傷害の実態調査は数多く報告されているが予防にはつなげない (山中, 2014)。その理由の一つに、事故はゼロにはできないが事故による傷害を軽減することはできるといふ傷害予防・傷害制御の考え方が知られていないことがある。

傷害予防・傷害制御の基本的な考え方としてよく用いられるものは、3Eアプローチと受動的対能動的対策である (今井, 2010、西田他, 2014)。傷害予防は何らかの特効薬があるのではなく包括的なアプローチが必要であり、特に Engineering (製品・環境改善)、Education (教育)、Enforcement (法整備) の頭文字をとって 3E アプローチが必要と考えられている。また、傷害予防に求められる行動や努力の量や数が少ない受動的な対策のほうが、行動や努力を求める能動的な対策よりも効果が高いことがわかっている。そのため、Engineering (製品・環境改善) と Enforcement (法整備) のアプローチは、人の行動変容を求める Education (教育) よりも効果が高いとされている。

### 1.3 子ども製品の安全規格への期待

製品・環境改善は傷害予防・制御の効果が高いことを示す一つの例がライターである。ライターを使った子どもの火遊びによる火災件数は毎年一定数発生し、繰り返し注意を呼びかけてきたが一向に減ることはなかった。そこで、2010 年 9 月にライターに関する安全仕様の JIS が 3 つ制定され、その一つが「たばこライター及び多目的ライター—操作力による幼児対策 (チャイルドレジスタンス機能) 安全仕様」(JIS S 4803) であった<sup>5)</sup>。この JIS をうけ、2010 年 12 月に消費生活用製品安全法施行令の一部が改正され、JIS にある安全基準に適合していない使い捨てライターは 2011 年 9 月 27 日以降販売禁止となった (違反製品を販売した場合、罰則あり)。その後、ライターが発火

源になる火災件数は、東京都内においては明らかに減少し、かつ5歳以下の子どもによるものは激減しているデータが公開された（東京都，2014）。

ライターのように、ここ数年の間に改正や新設された子ども製品に関する規格・基準は、製品によって起きた事故がきっかけとなっているものが多い。JIS L4129「子ども用衣料の安全性－子ども用衣料に附属するひもの要求事項」（2015年12月に制度公示）、SG基準「乳幼児用いす」（CPSA0054）（2014年4月改正）、JIS S1103「木製ベビーベッド」（2014年4月改正）等がある。これらは名称が示すように特定の製品の安全規格・基準だが、これらの製品における子どもの安全を総則的に扱ったものがガイド50である。

## 2. ISO/IEC ガイド 50 とは

### 2.1 ガイド 50 で貫かれている 5 つのスタンス

ガイド 50 は「子どもの安全を守るためには、どういふことを考えて取り組んでいかねばならないか」についての指針が述べられている国際文書である。無償で一般公開はされていないため、本稿では概要のみの紹介となる点、ご了承いただきたい。

本ガイドの全体を貫くスタンスとして以下の5つが挙げられる。

- 1) 子どもの安全は社会全体で重視すべき問題である。  
…子どもの事故は親の責任あるいは子ども自身の不注意だと見なされることがあるが、本ガイドでは、子どもの安全は社会全体で取り組むべき問題と位置づけている。
- 2) 子どもの安全確保へのアプローチについては、ISO/IEC ガイド 51「安全側面－安全面を規格に含めるための指針」（以下、ガイド 51）<sup>6)</sup> と同じく、社会的に許容できる範囲にまでリスクを低減できたときに、初めて安全と言えるように管理していくことを基本と

する。  
3) 上記を踏まえたうえで、子どもの安全性を考えたときには、子どもの特性を考慮し安全配慮の考え方と取り組みが必要である。

…少し専門的な話になるが、国際安全規格における安全の定義等についてはガイド 51 に記されている。子どもは大人を基準につくられた環境のなかで育つため、子どもへの配慮が安全を考えるうえでは必要だとされている。

- 4) 子どもの安全は、子ども用品に限定して考えるのではなく、子どもが接触する可能性がある全ての製品・プロセス・サービスを対象にして考えるべきである。
- 5) 本ガイドは、規格作成者に限らず、幅広い関係者（例：設計者、製造業者、サービス提供者等）に活用され得るべきものとして作成している。

子どもの生活環境は様々なモノにあふれており、子ども用品の安全だけを考えても何ら解決にならない。また、規格をつくっても、それが実際の製品・サービスに取り入れられなければ意味がなく、子どもに関わる全ての人に知っておいてほしい内容が盛り込まれている。

### 2.2 改訂版ガイド 50 の構成

旧版と改訂版の目次を比較すると項目が5から8に増加している（図1）。その内容を見ると、旧版の「子どもの安全に関する一般的アプローチ」の改変によるところが大きい。いくつか主だったものを以下にあげる。

- 1) 「子ども」とされる年齢は規格・基準によって異なる場合が多々あるが、改訂版では Under14（14歳未満）と定義されている。しかし、0歳から14歳までの子どもをひとくくりに扱うことは適当ではなく、本ガイドのなかには子どもの年齢の記述に関する項目が設け

2002年版の目次	
0	序文
1	適用範囲
2	引用規格
3	用語及び定義
4	子どもの安全に関する一般的アプローチ
5	子どもに関連する危険源
	付属書 A（参考）危険源の予防措置の例
	付属書 B（参考）規格を評価するためのチェックリスト

2014年改訂最終案の目次	
0	序文
1	適用範囲
2	引用規格
3	用語及び定義
4	子どもの安全への一般的アプローチ
5	安全上の考慮事項：子どもの発達、行動及び不慮の危害
6	子どもの安全環境
7	子どもに関連するハザード
8	安全防護の妥当性
	付属書 A（参考）評価チェックシート
	付属書 B（参考）傷害データベース

図1：ガイド 50 新旧の目次の比較

られ説明がなされている。

2) 子どもの安全を考えるうえで Invisible children、つまり子どもは身体が小さかったり予期せぬ行動をとるなど大人にとっては“見えにくい”存在であることを指摘し、それによって生じるリスクを予防したり軽減したりする戦略が必要だと記されている。例えば、車両近くにいる子どもは運転者の盲点に入りやすい(=見えにくい)が、鏡や認証システムを取り付ける等の対策が挙げられている。

3) 子どもの探究心からくる探索行動について、旧版の「子どもの発育及び行動」の項目でも触れられているが、改正版ではより具体的に記されている。ここでいう探索行動とは、口に含む、体を物の中(あるいは物を体の中)に挿入する、落とす、投げる、限界を試す等を意味し、探索行動による使用は子どもにとっては誤使用とは言い切れないとしている。

4) 「子どもの安全環境」の項目に睡眠環境が新設されている。その背景には、SIDS(乳幼児突然死症候群)や、ベビーベッドや寝具による窒息等の睡眠中に発生するリスクに注目してのことがある。また、子どもの化粧やアクセサリ等の Down aging 傾向についても留意すべき点として記されている。

### 2.3 改正版の審議体制

国内委員会は50名を超す大所帯で、持丸正明氏(産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センターセンター長)が委員長を務め、国際委員会には持丸氏と越山健彦氏(千葉工業大学教授)が代表して参加された。委員の所属は多種多様で、大きく業界団体、消費者団体、学識者、官公庁に分類され、子ども製品に限定せず生活全般に関わりの深い製品の関係者が多い印象であった。また、官公庁は、経済産業省、文部科学省、国土交通省、消費者庁、東京都が名を連ねており、子どもの問題は複数の省庁にまたがるものであることを象徴しているようであった。

## 3. ISO/IEC ガイド 50 への期待と今後の課題

旧版のガイド 50 は日本規格協会による対訳版があるが、JIS にはなっておらず、今回初めて JIS 原案が作成されている。2014 年度は委員会が2回開催されたが、言葉の定義や解釈に対し様々な意見があり、これらの集約と判定はかなりの時間がかかるであろう。英語は決して難解な内容ではないが、日本語訳が容易にできない理由は大きく二つあると考える。

一つは国による生活様式や生活用品の違いである。例えば改正版で新しく入った睡眠環境に関する項目では子どもが使う寝具として“the cot, bed”という言

葉が出てくる。「コット、ベッド」と訳してしまうこともできるが、コットは日本でいうとどういう製品が該当するのか、しばしディスカッションとなる。規格という特性上、このような問題は決して軽視できない案件であるが日本にはピッタリくるものがない場合があるからだ。もう一つはガイド 51 との整合性である。ガイド 51 は旧版も JIS 化されており、2014 年度に発行された改正版の JIS 原案はほぼできあがっていると聞く。ガイド 50 はガイド 51 にぶら下がる規格のため、51 は無視できない存在なのである。

また、本ガイドには子ども発達や行動について多くの記載があるが、必ずしも子どもの専門家ではない規格作成者が、旧版の記載や事故事例をもとに作成したものである。専門家が見ると微細なところで適切ではない内容があるかもしれない、今後の翻訳のプロセスで課題としてあがってくるかもしれない。このように困難さが伴う作業ではあるが、JIS になることで生じる本ガイドの影響力を考えると、必要な時間と労力なのであろう。

このようなプロセスを経て 2016 年度にガイド 50 の JIS が発行される予定だが、JIS 発行はゴールではない。ガイド 50 の考え方を個別製品の安全規格に落とし込んでいくことで、製品における子どもの安全が確保されることになるが(中久木, 2013)、そのためには何が必要なのかの議論はこれからである。また、子どもを持つ親や子ども関係者に子どもの製品安全に関する規格があることを伝える活動も必要である。製品を購入する消費者が、価格だけを重視せず、子どもの安全が配慮された製品を支持しなければ、メーカーを動かすことはできないからである。規格は、生活のあらゆる場所に関わるものだが馴染みは薄いのが、子どもの問題と結びつけることでガイド 50 の活用促進策を考えられるのではないだろうか。日本子ども学会の会員の皆様には、ぜひ今後のガイド 50 の動向に関心を持っていただきたい。

## おわりに

「創立 10 周年記念 国際シンポジウム 子どもの福祉と権利」(2013 年 10 月・岡山)で登壇されたサラ・フリードマン博士(ジョージワシントン大学)は、講演のなかで「サイエンティストは子どもの権利と福祉を実現しようとする政策提言者をどう支援することができるのか」について述べていた。今回、安全規格という特殊な分野ではあるが、子どもに関する公的な審議の場に日本子ども学会が参加した意義は大きいと考える。今後もこのような機会があれば積極的に対応をし、また、そのような要請が来るような学会活動に取り組ま

なければならないことに気づく機会でもあった。学会員の皆様にも公的な会の委員を務められている方が多数いらっしゃるでしょうが、ぜひ学会誌や学会ホームページでもご報告いただけますようお願いしたい。

〈注〉

- 1) 2015年度内にJIS原案を作成し、2016年度にJISが発行される予定。
- 2) 人口動態統計の死因分類では、交通事故、転倒・転落、不慮の溺死及び溺水、不慮の窒息、煙、火・火炎への曝露、有害物質による中毒、その他の不慮の事故を不慮の事故として扱っている。乳幼児突然死症候群（SIDS）等の疾病は不慮の事故には含まれていない。
- 3) 日本小児科学会 Injury Alert（傷害速報）を創設した山中龍宏氏は、予期せざる外的要因が短時間作用し、人体に傷害を与えたり、正常な生理機能の維持に悪影響を及ぼすものと定義する。自殺や暴力等の意図的な傷害は含まれない。
- 4) WHOの「World Health Statistics 2014」によると、5歳以下の子どもの死因における傷害の割合は、日本は2012年は14%で、2000年の13%から微増している。
- 5) 残りの二つはJIS S 4801 たばこライター—安全仕様、JIS S 4802 多目的ライター—安全仕様。
- 6) ガイド 51 は 2014 年 4 月に第 3 版の改正版が発行された。

〈引用・参考文献〉

- 今井博之（2010）「傷害制御の基本的原理」、『日本健康教育学会誌』18(1), p32-41.
- 越山健彦（2013）「子どもの製品事故防止のためのガイドライン ISO/IEC Guide50の改訂について」、『人間工学』49（特別号）, p52-53
- 東京都商品等安全対策協議会（2014）「平成21年度東京都商品等安全対策協議会『子供に対するライターの安全対策』の提言に基づく使い捨てライターの法規制化の効果等について」.
- 中久木隆治（2013）「ISO/IECガイド50「子どもの安全指針」が持つ潜在的な可能性と現在の改正審議の行方」、『ACAP研究所ジャーナル』6, p9-13
- 西田佳史・北村光司・大野美喜子・本村陽一・山中龍宏（2014）「日常生活の情報科学に基づく人工物のデザイン」、『システム/制御/情報』58(1), p15-23.
- 山中龍宏（2014）「小児科医とアドボカシー—効果が評価できる取り組みを—」、『外来小児科』17(2), p158-164.
- ISO/IECガイド50第3版（2014）「安全側面—規格及びその他の仕様書における子供の安全指針」
- ISO/IECガイド51第3版（2014）「安全側面—安全面を規格に含めるための指針」
- 2012年度/2013年度ISO/IECガイド50改正対応国内委員会配布資料